

## 経緯・趣旨

- 内閣府特命担当大臣が、有識者からなる「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」を開催し、平成26年12月に競争政策の観点からの公的再生支援の在り方について取りまとめた。
- 当該取りまとめにおいて、公正取引委員会が、公的再生支援を行うに当たって支援機関が競争政策の観点から留意すべき点を盛り込んだ業種横断的なガイドラインを作成・公表することとされた。

## 公的再生支援とは

政府が出資して特別の法律により設立された法人が、有用な経営資源を有しながら市場における競争の結果として経営が困難な状況に陥った事業者に対して行う事業再生支援

## 公的再生支援が競争に与える影響

公的再生支援は、効率性に優れた事業者が市場で生き残るという市場メカニズムに介入するものであり、以下のような弊害を生むおそれがある。

- ① 非効率的な被支援事業者が市場に存続することによって、効率的な既存の事業者又は新規参入事業者への需要の移転や人的・物的な資源の適正な配分が妨げられる。
- ② 経営が困難な状況に陥った際に公的再生支援が受けられることを見込んで、事業を効率化しようとするインセンティブが弱まる（モラルハザード）。

## 公的再生支援を実施する上で留意すべき三原則

公的再生支援機関は、競争に与える影響を最小化するため、以下の原則を踏まえて公的再生支援を実施すべき。

### ① 補完性の原則

民間だけでは円滑な事業再生が不可能であり、事業再生に対する公的な支援を行わざるを得ない場合に限って、民間の機能を補完するために実施されるようにすべき。

### ② 必要最小限の原則

様々な政策目的を達成するために事業再生が必要である場合において、当該事業再生のために必要最小限となるような規模・手法等で行われるようにすべき。

### ③ 透明性の原則

支援基準や支援手続といった一般的な事項に関する情報だけでなく、個別の事案に関する情報についても、開示されるようにすべき。

# 「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」のポイント(2)

## 競争に与える影響

●公的再生支援の規模  
公的再生支援の規模が大きいほど、競争に与える影響は大きい。

●公的再生支援の期間・回数  
○ 公的再生支援の期間が長いほど、競争に与える影響は大きい。  
○ 公的再生支援が繰り返し行われると、一度しか行われな公的再生支援と比べて競争に与える影響は大きい。

●公的再生支援の手法（金融支援の場合）  
出資は流動性支援に比べて競争に与える影響が大きい。

●公的再生支援と法的整理との併用  
支援内容が過大となり、併用しない場合と比べて競争に与える影響が大きくなる可能性がある。

## 競争に与える影響を最小化するための考慮事項

○ 公的再生支援による呼び水効果を踏まえつつ、あらかじめできる限り民間からの借入れや増資を自ら行うように、被支援事業者に対して求めることが適当である。  
○ 被支援事業者の債権者に対して十分な債権放棄を求めるため、減資等の形で被支援事業者の損失を負担するように株主に対して求めることが望ましい。

○ 公的再生支援の期間は、可能な限り短くする（原則として期間の延長は行わない。）  
○ 公的再生支援の回数については、原則として一度限りとする。

○ 金融支援を行う際には、用途を事業再生に限定する。  
○ 公的再生支援には呼び水効果があることを踏まえて金融支援の手法や内容を決定する。  
○ 出資を行う場合には、その必要性について慎重に検討を行う。

○ 法的整理の併用の必要性について慎重に検討する（基本的には事業再生のために法的整理固有の機能を利用しなければならないような場合に必要性が認められる。）  
○ 法的整理を併用する場合には、法的整理による効果を踏まえて公的再生支援の内容を厳格に調整することが適当である。

公的再生支援の内容

透明性の確保

透明性の具体的な確保策として、例えば以下のような対応を採ることが適当である。

- 公的再生支援機関は、支援基準や支援手続の流れを公表するとともに、公的再生支援の実施過程も積極的に開示する。
- 競争への影響が大きいと考えられる場合においては、個別の事案における支援計画の内容や公的再生支援による競争への影響評価について、可能な範囲で公表する。
- 競争への影響を評価するに当たって、事業再生に支障のない範囲において、競争事業者等から意見を聴取する。

## 影響最小化措置

基本的には公的再生支援の内容を調整することによって公的再生支援が競争に与える影響を最小にすべきであるが、どうしても看過できない競争への影響が残る場合には、そのような影響を払拭するため、どのような措置（影響最小化措置）を採り得るか検討を行うことが適当である。

影響最小化措置としては、行動措置（新規事業分野への投資の一定期間禁止等）、構造措置（事業の譲渡等）が考えられる。